

加藤弘之における進化論の受容と展開

——「能力主義」教育思想の生成——

東京大学教育哲学・教育史研究室 許

艶

The acceptance of evolutionism by Hiroyuki Kato

——The formation of “meritocracy” in Japanese educational thoughts——

Yan XU

There are many studies which have analyzed how evolutionism was prevalent during Meiji Era in Japan and deeply influenced Japanese thoughts in various aspects. However the influence of evolutionism upon education has not yet examined enough.

The aim of this paper is to clarify the process of how the idea of evolutionism was rooted in Japan, and how it was connected with the principles of educational thought by focusing on one of Meiji Japan leaders, Hiroyuki Kato.

The finding of this study are as follows. Evolutionism played an important role in prevailing 'meritocracy' to Japanese educational thoughts, especially it is shown clearly in the case of Hiroyuki Kato. The concept of “meritocracy” in his sense is connected with a nationalistic idea of educational thought that regards nation state as an organic whole, and it is characteristic of education thought of Hiroyuki Kato.

目 次

- I. はじめに
- II. 進化論の受容：開化から進化主義へ
- III. 進化主義と教育
 - A. 天然の法則としての生存競争
 - B. 遺伝に左右される能力
 - C. ユニークな教育思想
- IV. おわりに

I. はじめに

非西洋・後発社会の近代化の過程は、西洋思想・制度の主体的な受容過程である。西洋と同じ制度ができて、その思想も同じようにできたとは限らない。明治期に日本はいちはやく近代的な教育制度、一元的な能力主義教育制度を作り出し、それがやがて日本の近代化を成功させる過程で重要な役割を演じた。その能力主義教育制度の設立・維持を支えたのは一体どういう思想だろうか。積極的能力主義か、それとも消極的能力主義であろうか。ここで、消極的能力主義とは人種、性、血統、階級等能

力以外の属性による差別を否定する原理である。積極的能力主義とは能力を基準とする限り差別を容認し、より極端に言えば、能力差に応じたヒエラルキーこそが公正なるものとして積極的に承認する原理である。議論の展開を効率よくするためにその積極的能力主義を三つのメルクマールで把握する。①競争観。コンペティションとエミュレーション¹⁾を区別せず、競争原理が人間の原理であり、優勝劣敗が進歩のテコであると主張すること。②能力の社会的起源よりも自然的個体的起源を重視する能力観。③序列あることこそ、社会が発展すると信じる社会観。積極的能力主義を基本原理とし、能力に応じて教育機会を分配し、選別をなにより重視する教育思想を「能力主義」教育思想と名付ける。

「能力観、競争観を先鋭に提示した²⁾」といわれる進化論、特にその俗物化されたものである社会ダーウィニズムはヨーロッパにおける能力主義の生成の重要な背景の一つとなり、能力主義の普及に拍車をかけた³⁾。

明治7年刊の『北郷談』に最初に言及され、明治10年米人生物学者であるモース (E.S.Morse) によって初めて系統的に日本に紹介された進化論⁴⁾は、その後、明治期を通

して、自然科学の分野にもかかわらず、哲学、社会科学等を含めて、思想界のあらゆる分野に大きなインパクトを与えた。特に、明治後期に入ると、進化論はむしろ知識人の共通の知的地平になった。

このような一つの時代潮流になった進化論の摂取についての先行研究は多数あった。しかし、その大部分は科学史、政治思想史の立場からなされて、進化論の漸進的歴史観、政治的役割、宗教への影響等を注目したものである。進化論の教育思想に与えた影響を研究対象として扱う先行研究が少ないといわざるを得ない⁵⁾。先行研究の中で、日本における社会ダーウィニズムの宗祖は加藤弘之であることが共通認識になっているにもかかわらず、加藤の教育との深い関連、教育畑の人々が進化論を学ばなければならないという加藤の呼掛け⁶⁾が無視されてきた。

本論文はこうした先行研究が残した課題を取り上げ、非西洋・後発社会に於ける「能力主義」教育思想の生成を究明する研究の一環として、加藤弘之における進化論の受容と展開を考察することによって、進化論と教育との関係を明らかにすることを狙いとする。

II. 進化論の受容：開化から進化主義へ

加藤弘之は1836年に仙石藩の中級士族の家庭で生まれた。兵学師範役を務める父の影響で、8歳の頃から、文武の修練に励み、11歳の時に藩校弘道館に入学し、主に朱子学という御用学の影響を受けた。17歳になると、父に従って、江戸に出て、佐久間象山に恵まれ、兵学だけではなく、多種多様な洋学の翻訳書を読んだ。1年後、加藤は蘭学者大木仲益の塾に入り、蘭学を勉強しはじめた。

当時の人々とほぼ同じ求学コースで進んできた加藤の運命の出会いとは25歳の時であった。その年、彼は蕃書調所に雇用された。そこで、加藤は世間にはあまり知られていない新しい学問、つまり、哲学・社会学・道徳学・政治学に接触し、興味を覚え、先祖伝来の兵学の志を捨てた。蕃書調所で行ったもう一つの重要な出来事はドイツ語の修得である。「たまたまドイツ人……質問などすることを許されたことあり。またその後、プロシヤ国政府より、我が政府に電信機械を贈呈するにつき、右使用方法伝習を私……に命ぜられ⁷⁾」たので、ドイツ語を勉強し始めた。加藤はやがて日本のドイツ学の草分けになった。加藤の教養はドイツにある。独書を読んでその思想・理論を構築し、英米通が多い明治有名人の中で加藤は異色の存在として知られ、有力な体制支持者に終始するのはある意味では当然である。この二つの出来事は彼の人生

の輪郭を作り上げたといえよう。

加藤は明治期思想界の重鎮らしく、26歳の時最初の著作を世に出してから、約半世紀にわたる年月に努力し続け、44冊の著書と多量の論文を残してくれた。また東京大学の初代総長として在職十数年、元老院議員、宮中顧問官、帝国学士院院長等重要なポストに任ぜられ、日本の学界、教育界はもちろん、社会にも大きな影響力を持った存在になった。1916年死去した。

加藤における進化論の受容を象徴したのは明治14年の転向である。

転向前、彼は明治啓蒙のリーダーのひとりであった。『隣草』(文久元年)、『立憲政体略』(明治元年)、『真政大意』(明治3年)、『国体新論』(明治7年)⁸⁾等の著書によって、彼は天賦人權論者としての不動の地位を築いた。彼はいう。「人間には天賦に任意自在の権利」があり、「すべての人間と生まれたものは決して他人の制御を仰がずして何事もその任意自在の権利⁹⁾」がある。君主専制を変え、立憲政治の設立に文明開化の鍵を求めるのは彼の諸著作に一貫した考えである。しかし、この立憲制度は個々人の天賦人權の保護を最終目的とするものではない。彼によれば、「国政に治法と治術の二通」がある。「治法」とは、いわゆる「治安の基本たる憲法制度のことを云」う。「治術」とは、「今日施行する治安の術を申す」ということになり、前者に係わるものとして立憲政体があり、後者にかかわるものとして天賦人權があるとされる。すなわち、「人生天理というものを知るが治術の大基本¹⁰⁾」だとされ、安民を一大眼目とする立場から人々の「不羈自立の情」を保護することが主張された。ここから、彼の天賦人權思想は国家の治安を出発点とするものであり、仁政をつくるための手段にすぎないことがわかる¹¹⁾。このような西洋思想受容の基本的な姿勢—政府的(立場に立った)捕らえ方—を取るのとは当時彼は政府要人であることと関係があり、「学者がその修得した新知識を政府の政策に反映させるべき¹²⁾」という彼の学問観からの当然の帰結である。このような姿勢は政府要人の位置にいる以上、容易に変わるものではないはずであると思われる。

こういう限界を内含する加藤の開化のための制度的なアプローチは、「東洋之道徳」、「西洋の芸術」という図式で西洋開化の原因をその武器のよさに求める人々に比べて、進歩であることはいうまでもない。それは広く歓迎された。

立憲政体の実現は目に見えるようになると自覚した時点で加藤は自分の思想をさらに深めた。「法は治の端なり、君子は治の原なり¹³⁾」。「もとより政体は死物なり。人

は活物なれば、いかなる至良至善の政体にてても、活物たる人これを用いざれば、死物たる政体はなんの益もなきことなり。¹⁴⁾」それらの発想を持ち、加藤は人種に関心を寄せ、ヘッケルの『自然創造史』を始め、主にドイツ語の開化史、進化論関係の書物に没頭した。そのうち、自然科学に依拠しなければ何事も論究することができなと感じ、科学である進化論の哲学、社会科学への適用に関して、自信を持った。明治12年の読書メモには、「余考エル從來学者人ニ天賦ノ権利アリト考エ之ヲ牢固ニナスカ為ニ法ヲ設ケ安全トナシテ以テ天賦ノ権利ヲ保護スルモノト思……甚ダ謬レルコトニシテ固ト天賦ノ権利ナルモノナシ蓋シ人ノ安全ヲ保護スル為ニ法ナルモノヲ立ツ是ニ於テ権利始メテ生ジテ、法ヲ立テ権利ヲ設ケル¹⁵⁾」と書かれている。つまり、彼は「偽：権利の保護→安全→法→権利の保護、正：安全の保護→権利→法→安全の保護¹⁶⁾」という認識に到達した。

明治14年11月に加藤は『真政大意』、『国体新論』を絶版する旨の広告を新聞紙に掲載した。「早く私の新主義の書物をザットしたものでもださねば自分の気持ちが済まない¹⁷⁾」ので、翌年『人権新説¹⁸⁾』を大急ぎで出版した。この本の中で彼は進化論、(彼の言葉を借りていうと、進化主義であるが)に基づいて、天賦人権論を妄想として退けた。

この転向は自著絶版という異例の措置で行われた。また、時期も、政治・思想・教育等の方面における保守的な思潮が一層強くなっていた明治14年11月に行われており、加藤の体制的な性格と無関係とはいえない。一方、加藤には、開化問題への制度的なアプローチから段々離れ、人種問題への追求を通して進化論への信仰を固めた過程、即ち開化から進化主義の思考過程がある以上、加藤における進化論の受容はそれなりの思想的根拠があり、内在的主体的な行為だといえよう。

III. 進化主義と教育

明治14年転向を宣言した以後、彼は終生、進化主義の立場で物事を論じ続けた。それは政治、法律、教育、倫理等の多方面にわたったものである。ここでは、冒頭に述べた問題意識にそって、三つに分けてその展開の事態を探ってみたい。

A. 天然の法則としての生存競争

『人権新説』においては、彼は生存競争を軸に置き進化論を紹介した。さらに、明治23年の「ダルウィン博士大著述三十年回ノ記念会ニ臨ミテ¹⁹⁾」という講演の中、彼

が進化主義の代わりに、淘汰主義という言葉を使った。加藤のいわゆる進化主義の中心的内容は淘汰を中心とする生存競争説である。

“Struggle for Existence”の訳語に当たる生存競争概念は明治12年に行った加藤の演説草稿で初めて日本に登場した。加藤によれば、生存競争は天則＝天然の法則である。「此天則は特に有形の万物を支配するに留まらずまた無形なる心性及び吾人の社会の上にもその力を施す。²⁰⁾」宇宙はあたかも一大修羅場であり、優勝劣敗は永遠に人に伴う。権利、道徳は生存競争によって生成し、発展する。「社会の進歩、発達も、生存競争、自然淘汰に淵源する」。戦争は激しい競争であるしかない。「学問上の生存競争も最も欠く可らざるもの²¹⁾」である。要するに、競争は至るところに存在し、進歩のテコであることを彼は繰り返し強調した。

ところで、こうしたコンペティションとエミュレーションを包含する加藤の競争は自由競争ではなく、「枠」の中での競争であることは注目すべきである。加藤においては、競争によって、強弱の秩序を変えることができず、強弱の程度の差が縮小できるだけである。競争は質の変化ではなく、量の変化しか起こさないことは加藤の生存競争説の独特のところである。ここから、彼の思想に於ける「秩序」の重要性の一端を伺えるし、階級制度を正当化する加藤の「合理性」も一目瞭然である。「世界的な労作」といわれる『強者の権利の競争』(明治26年)においても、加藤は階級(「カステ」と社会の分業を取り上げ、それらが人類社会の開明・進歩をもたらす要素であると主張し、階級の必要性を言明した²²⁾。

さて、こういう特徴を持つ加藤の競争観はいかなる構造を有するものだろうか。

加藤の競争理解には二段階の変化がみられる。明治10～20年代においては彼の進化主義は機械的な性格を持つものである。そこで、競争は個人と個人(例えば、男子と女子)、団体と団体(例えば、上等族と下等族)、国家と国家の水平レベルで論じられた。その前提にあるはずの個人と団体、個人と国家の関係が捨象された。また競争の内容、具体的な形態については非常におおざっぱである。進化論の受容はまだ表面のみにとどまっていたと思われる。

しかし、明治30年代に入ると、特に明治35年に「唯一利己の根本動向」,「三段階有機体説」を打ち出して以後、彼の競争観は一変して、立体的な構造を持つ整然としたものになった。彼によれば、生存競争は因と縁の相互作用によって始めて起こる。その因とは「唯一利己の根本動向」である。縁については、マルサスに見習って、自

自然界の三大矛盾だと説明した。つまり、「①時々刻々生誕する所の有機体の員数と、それが生存に要する物の員数とにおける矛盾。②動物の生存と、その食餌とに於ける矛盾。③有機体の唯一利己の根本動向とそれの心身力に於ける矛盾」である²³⁾。

ここで、彼は有機体を「単細胞有機体」、「複細胞有機体」(=人間)、「複細胞有機体」(=国家)として把握する。「凡ての有機体」に必ず「唯一利己の根本動向」は固有している。それは「自己個体を保存せん」とする方向と「自己の種を保存せん」とする方向で同時に発動する。それゆえ国家への利他、及び他人への利他(=「進化的利己」とは「唯一利己の根本動向」の実現形態の一つである。もう一つは自己の生命人格名誉等すべて当然自己に属するものを国家生存に有害ならざる限りにおいて主張し、また保護するいわゆる「純乎的利己」である。個人の「進化的利己」と「純乎的利己」(それぞれの必要な手段が協力と生存競争であるが)の二要素によって国家生存が成立すると彼は強調した。彼はさらに日本の国体は「族父統治」だと主張し、日本の個人と国家の間に最も強い、最も自然な利他心(=「感情的利他心」)があると断言した。だから、日本の個人にとって、国家への利他は一番自分の固有性に会っている。個々人の生存競争というのは自力淘汰であるしかない。つまり、「利害二種の欲望を判別して、それを互いに競争せしめていて」、「社会生存に有益なる欲望に勝利を占めさせ」「社会生存に不利なる欲望を打ち負かすように²⁴⁾」することである。そうすると個人と個人の間には国家への忠誠心を競う同調競争しかないというのは彼の論理的帰結であろう。

こうして加藤は独特な功利説によって個人レベル上の競争の内容を国家に有利な方向に限定し、その根拠は個人の固有性に求めた。

しかし、国家と国家の競争について彼はむしろ優勝劣敗の競争として強調した。彼は云う。「余は国家を以て完成社会と称する。」国家が第三段階、最高段階有機体である。「各国家なるものはまだ其上の一大有機体を組成しているものではない」。たとえ、互いに何か協力があつたら、「唯相互に自己の利益を主としてその手段のためにのみ協同しているのである。²⁵⁾」ここに存在しているのは優勝劣敗の力の原理である。

国家を軸にして出来上がったこういう競争観は加藤の進化主義の展開を示している。

B. 遺伝に左右される能力

加藤の能力観は主に人為淘汰説を巡る論争を通して現れてきた。この論争は『東洋学芸雑誌』で行われた。論

争のきっかけを作ったのは加藤であり、その中心的な存在も加藤である。「人為淘汰ニヨリ人材ヲ得ルノ術ヲ論ス」、「社会ニ起レル人為淘汰ノ一大疑問」、「社会ニ起レル人為淘汰ノ疑問ノ答弁」、「人種改良の弁」²⁶⁾等の諸論文から読み取り得る人為淘汰に関する加藤の見識は三点にわたって整理することができると思われる。

①人類社会においては、人為淘汰の理を応用すべきである。人為淘汰は自然淘汰と違って人力によって、淘汰作用を起こし、動植物類の変遷・人類社会の進歩を助成するものである。

②何に従って淘汰するかは、社会の文明開化の度合によって違う。未開化の社会においては、「唯腕力」の大小に頼むが、「今日開明ノ社会ニアリテハ社会ノ保存ト進歩トヲ利スルモノハ決シテ腕力ニアラスシテ専ラ智力ニアリトス」。

③「自然淘汰ト人為淘汰トハ全ク此ニカ(体質・心性の遺伝と体質・心性の養成。引用者注)ヲ仮テ始テ成ルヲ得ルナリ」。「遺伝養成ノニカハ互ニタタ強大ニシテ且ツ必ず相須ス彼自然淘汰及ビ人為淘汰ヲ営ムナリ」。そのゆえ、「人材ヲ得ルノ術」を講じるときに、遺伝・養成を「良好・完全ニスルノ術ヲ求ムザル可ラズ」。

以上のまとめから分かるように加藤は徹底的な遺伝決定論的立場には立っておらず、能力の形成に対する養成の作用をも認めている。しかし、もう一步深めてみると、彼は養成より遺伝を重視することに気づくだろう。

「人為淘汰ニヨリ人材ヲ得ルノ術ヲ論ス」という論文では、彼は養成の理については、簡単に触れただけで、獲得形質遺伝の立場から遺伝を強調した。その立場に立って、「教育ヲ以テ第一急務ト為」してきた。「古来ノ人材ヲ得ルノ方」を批判し、「人材ヲ得ルノ術ヲ施サント欲セハ必ス先ス遺伝ヲ良好・完全ニスルノ術ヲ求メザル可ラス」と主張した。

そもそも、進化論は能力の遺伝決定論に基礎をおく優生学と切っても切れない微妙な関係を持っている。確かに、生存競争・自然淘汰を主張するダーウィニズムはその前の遺伝決定論に大きなショックを与えたが、実際の歴史的役割から考えれば、進化論はむしろ遺伝説・優生学に勇気をつけた。これはダーウィンの従兄弟であり、優生学の創始者でもあるゴルトン(F.Galton, 1822-1911)の言葉によって立証できる²⁷⁾。また進化論と優生学との密接な関係はドイツで一番はつきり物語られた。この意味でドイツ学専門家の加藤が能力の遺伝決定論に傾くのは偶然ではない。明治19年の人種改良論の議論の中で、加藤は「純粹ナル日本人種」が絶滅してしま

う危険性を指摘し、ナショナリズムの立場から「黄白雑婚論」を批判したが、能力の遺伝決定論がその前提にあることは否定できないだろう。

C. ユニークな教育思想

確かに、加藤は政治学・倫理学の領域において、多量な著作、世界的影響を持つ著作も残したが、教育の問題に関するまとまった著作は『徳育方法案』等の二、三小冊に留まる。しかし、彼の教育論はいささかも軽視できないものである。なぜならば、彼は、常に『教育時論』、『教育学術界』等の雑誌を利用して、教育について発言したし、また、教育関係の仕事に長く係わったからである。加藤は、明治4年(1871年)文部大丞に任命されてから、教育と深く縁を持つようになった。彼はその「経歴談」で「明治10年に開成所総理となり、その後名称も改まり、東京大学総理となり、明治19年まで大学の事務を掌理、明治19年元老院議員に転じ、明治23年東京大学総長となり、さらに、明治26年に辞職せしが、その年数およそ12年にして、けっして短しといふべからず²⁸⁾」と彼自身も感嘆するほどであった。大学を離れて以後加藤は文筆活動をしながら、高等教育会議議長、教育調査会総裁、教科用図書調査委員会会員、文部省修身書の編纂委員²⁹⁾等の仕事に力を注いだ。

ここでは、加藤の教育思想を高等教育、道德教育、女子教育にわけて整理し、その特徴を抽出しようと試みる。

加藤の大学論、高等教育論の内容は概していえば、次の三点に集約される。①大学は国家によって創立し、維持すべきであると同時に、政府の行政権からある程度独立すべきである。②大学は最高の教育を施し、学問を研究する場である。③人為淘汰は大学の重要な機能の一つである。

①については、明治20年代の加藤の諸文章と彼の合意した諸勅令から伺える。「誰が高等教育を人民に放任すべしと云う乎³⁰⁾」と題する論文では、租税を使って「一部分の人民を保護」しかできない帝国大学・高等中学を廃し、「私立学校に放任」すべしという世論を駁撃し、「高等教育を放擲して之を人民に任せるにいたらば到底高等教育の進歩発展をみるの日なきは必然なり」と加藤は断言した。彼によれば、西欧の金持ちに比べて、日本の金持ちには教育に熱心な人が少ないにもかかわらず、大学の支出が非常に多い。このような「今日我邦の有様より思考して、政府は高等教育を己に担任するの大義務を有し、人民は亦租税の一部分を以て高等教育の費額に充つるの大義務を有する」。こうして、加藤は政府が教育を干渉する必要性を高等教育が国費によって支えるべきだとい

点において強調した。

このような政府の教育への干渉に関する理解は、しかし、森有礼のそれとは異なっている。その違いは森文政期に加藤が東京大学から実質的に追放された原因だと思われる。

周知のように、森有礼は文部大臣に就任してから、国家教育の強い理念に立ち、諸学校令を短期間に公布し、全国的な教育改革を推進した。明治19年3月1日に出された「帝国大学令³¹⁾」は諸学校令の中で最も早いものである。それによって帝国大学の目的を「帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ考究スルヲ以テ目的トス」と規定された。それが大学の研究と教育が国家の目的の枠外に出ることを禁ずるという消極的な意味ではなく、大学を積極的に国家機構の一つに組み込んでゆこうという意図の表現であった。

しかし、明治23年から26年にかけて、「帝国大学令」の度重なる改正が行われた。明治23年に出された「大学令案³²⁾」においては、「帝国大学令」の第一条「国家の須要に依じて」という部分が消されて、評議官の文部大臣任命制を評議官の互選制に変更され、また、講座制の発端とみられる「講座」の表現があり、学部会(教授会)の設置というような大学自治に関する内容が記載された。明治25年9月9日に文部省内の官僚と大学当局者の合意のもとでつくられ、「帝国大学の改正³³⁾」という表題をもつ勅令には評議官の互選制に関する内容があった。これらは森が非業の死を遂げた直後加藤が帝国大学総長に復職した時期に出されたものだということは見逃せない。

ここから加藤の思想の一端、つまり、帝国大学を政府の行政権から相対的に独立した近代的大学に再編しようとする志向が見られる。この相対的独立を保証するために、彼は大学財政の具体的な方式まで目を向けた。「大学を帝室の附属として帝室財産より保護を仰ぐ……政策を以て最も当を得たるものと考ふる³⁴⁾」と彼は云う。

大学行政だけではなく、加藤は高等教育会議の国家への相対的独立性も主張した。また、「彼は権力の中央に集中するを憂ひ、勉めて地方の発達を計るにあらずば、国家の発達健全なること能わざるべしとの一種の国家論を有し」、地方の教育事業の拡大、高等学校及び実業学校の増設を提案した³⁵⁾。

要するに、加藤は中央集権的、国権主義的教育行政、特に、大学行政に対して、ある程度の距離を持つ地点に立っていた。

②は①の内容と深く係わっているところである。大学を学問研究とその教授の場として重視する大学観は彼の高等教育思想の底流になっている。これに関する論述は

主に「大学の大学たる所以³⁶⁾」に集約されている。明治31年に発表されたこの論文は「明治20年代半ばから展開されていた学制改革論争の中での帝国大学批判に対する弁護論という性格意図を持ったものであった。³⁷⁾」そこで、彼は帝国大学に対する多様な論難を矛盾する二種に概括した。すなわち、帝国大学が俗化され、「俗吏養成所とな」った批判と、帝国大学が「社会の外に立ちて無用の学理を研究」する仙境になった批判である。加藤はこれらの議論が氷炭相容れざるものであると指摘した後、これらの議論の存在は「大学が一方に偏する所なきを明らかに証する」と逆手の反駁ぶりを示した。

加藤によれば「大学は和漢古今の学と斬新なる西洋の学問を教授する」所であり、「大学なるものが幾分か仙境的性質を含むというはもとより当然の事にして、学問の蘊奥を究むると云ふは即ち此处を云うにほかならず」、多少社会を離れて「深遠なる学問研究を以ての故に大学たり」。だから、彼は「社会直接の必要にのみ応ずるために存する」大学を「頗る浅薄なるもの」として退け、文理両科より社会と直接的な関係がある工、医、農、法科「においてさえも社会に直接必要なることのみを講ずるに非らず、学理は学理として、飽くまでも深く研究」すべきであると加藤は強調した。

ここでみられる加藤の非功利主義的大学観は、当時の彼の学問観と深く関わりをもっている。加藤は「学問は純正学問と応用学問の別ある」と主張した。加藤にとって「応用学問が必ず純正学問より出る」ものであり、「純正学問においては天則の社会に利あるかいなかの考えを棄て、只管天則を尋求するを旨と」すべきことに対して、応用学問は純正学問研究によって見つかったところの天則を以て之を社会に利用する³⁸⁾。このような学問観は明治初期福沢諭吉との論争に現れた彼の学問観（つまり、学者がその修得した新知識を政府に反映させるべきである。引用者注）と比べると、アカデミックな色彩が増えていることがあきらかである。これは加藤が大学自治制度の設立に貢献する時期に表明されているのは偶然ではない。

③教育制度の淘汰機能への着目である。これは先に触れた「人為淘汰ニヨリテ人材ヲ得ルノ術ヲ論ス」と題する論文の中に萌芽が見られた。そこで、彼は「自然淘汰・人為淘汰ニ作用ノ理」を説明するに当たって教育を政治・風習・教法・生業などと並んで、人類進化の不可欠の「人為淘汰」の用具として、位置づけ、その重要性を強調した。明治30年に出された「古今の学生と自然人為二淘汰の作用³⁹⁾」という論文で、教育の発展即ち、学制、規則、監督、賞罰等の完備によって人為淘汰がうまく行

われたことを「開化の進歩の一大効果」と賞賛した。このような教育制度の「淘汰」機能への着目は彼が「進化主義」を教育に適用した結果である。養成より遺伝を重視する能力観はここに横たわっている。

加藤によれば人間には不平等があるからこそ、適者生存の原則が作用する。学制たるものは自己の状態如何を考え、「妄に高等の学科を望むべからず」と主張し、さらに、学生が成業に失敗する原因を全部学生個人に帰する。「不材魯鈍なるもの……は速成の専門学校又は中学校等の卒業を以て満足して、一日も早く実業に就くことこそ却て本人及び社会のための得策⁴⁰⁾」であるといかにも公平を装って説得した。不平等を当然視する点については加藤だけでなく、進化論者、特に、社会ダーウィニストはみんなそうであった⁴¹⁾。

次に加藤の徳育観の検討に移る。加藤の高等教育思想は明治30年代前半に集中的に出されたのに対して、道徳教育は明治20年から、死ぬまで加藤の課題である。その道徳教育思想の中にはいくつかの変化があった。

『徳育方法案⁴²⁾』は加藤の最初のまとまった教育意見書であり、彼の徳育観の代表作でもある。明治20年、いわゆる破綻した儒教主義の徳育に変わる徳育の方針がまだ成立していない徳育の混迷期に出されたこの提案は徳育論争のきっかけになった。加藤の提案は神道・儒教・仏教・キリスト教にそれぞれ競争的に徳育教育を分担させるというものである。ここに二つの新しさがある。一つは徳育の基盤を宗教に求めるということである。もう一つは各教派間の競争を起し、徳育の振興を謀ることである。

「宗教に因て小中学の徳育を立てねばならない」理由を加藤は徳育が「感情的愛他心」を教えるものであるところに求めた。加藤によれば道徳は愛他心に発する。愛他心には「感情的愛他心」と並んで「自然能的愛他心」、「知識的愛他心」と、併せて三種類がある。「感情的愛他心」は「親近なる間柄」（父子夫婦兄弟の間、引用者注）に自然的に起こる。「知識的愛他心」は「吾人の智識の進に随ひ人を愛して夫れに由て自分の為を謀らんとする」ところからおこるものである。「感情的愛他心」は主に「人類の上に立つ一種高等なる靈妙不可思議の神霊を畏敬する感情より」起り、この感情を教えなければならない。これは徳育の任務である。このため、相手の感情に訴える宗教は徳育の基準になるべきである。さらに、無知識な階級、子どもに迷信である宗教を必要とするという発言もしており、それによって彼の道徳論は愚民観を前提とする宗教利用論だということが露呈された⁴³⁾。

「感情的愛他心」を養成する方法として、加藤は諸宗

教に優勝劣敗・自然淘汰の競争を課して、修身科を担当させることを唱えた。つまり、修身科の教師を各教派の人物に任せ、「公立の中小学校には毎校に右の四教の修身科を置いて」、また学生が四教のうち一教の授業を選択できるようにする。さらに、各教派に経費を負担させ、修身科の効果と各教派の盛衰の連動を計る。加藤はこの方法によって、「一石両鳥」（道徳の振興と宗教の改革）の効果을期待した。この説は進化主義、優勝劣敗・自然淘汰を徳育と宗教に適用したものであるといえよう。

しかし、『小学教育方法案』（M27年）、「中小学校の修身科」（M32年）、「風俗改良の話」（M36年）⁴⁴⁾諸論文の中で、「徳育なるが故に唯其事柄を教えて理解せしむるのみにては何の効能もなきものにして必ず其实修を励まさるべからず」と加藤は強調し、品行のよい先生の採用や、古今の美事善行等に関連つけの教授や、雑誌・一般風俗の整理整頓等を提案した⁴⁵⁾。かつて『徳育方法案』にみられた道徳内容に関する議論がここで現れていない。こうして、彼が修身教授法の不備の是正だけに関心を示したのは、明治23年「教育勅語」が頒布されたことによって徳育の方針がすでに決められたことと深く関係があると思われる。

日露戦争後の国民統合の中で、加藤は単に方法論に留まらず、儒教を中心とする道徳教育内容論を展開し、論じた。その時彼は既に日本の国体が「族父統治」だという認識を持ち、「唯一利己の根本動向」を出発点と到着点とする道徳観に到達していた。それゆえ、この時期に同じ利他といっても『徳育方法案』で論じた利他とは違って、自分と同一視できる、自分の延長である他人を利用する利他論を中心とするものであった。これらの考えに基づいて、彼は父子、兄弟の仁義忠孝を中心とする儒教に好意を示し、日本の倫理教育に最適の教義だと断言した。一方、他人を分別せず、兼愛を主張するキリスト教を敵視し、それが「吾邦の倫理教育を害するもの」だと攻撃した⁴⁶⁾。

こうして、加藤は自分の道徳教育論の内容を変えたり、その強調点を変えたりすることによって、良心と地位の釣合を計った⁴⁷⁾。

最後に加藤の女子教育に関する意見を簡単にまとめておこう。明治19年加藤は、男尊女卑の弊を直すために、女子の智識の進歩に期待する信条を流露した⁴⁸⁾。明治30年代良妻賢母論争が行われた時に、彼は積極的に参加した。出された「女子教育におけるいわゆる良妻賢母主義について」と「女子教育の主義方針」⁴⁹⁾では、彼は、良妻賢母という女子教育の目的に疑問を投げ出した。彼はいう。「女子の生涯の目的を唯其妻となり、賢母となる」と

すれば、女子が他人（夫と子ども。引用者注）のための手段でしかないから、「良妻賢母を開化国で唯一の目的とすること」は間違いである。女子教育本来の目的はやはり、「人として智徳体とも完全なる発達をなさしむるところに在るべきものである」。ここから伺えるように、加藤は良妻賢母を女子教育の目的として反対するわけではなく、それを女子教育の諸目的の一つとして承認し、「完全なる発達」より下位の目標とみなした。しかし、加藤は当時良妻賢母主義政策に対して反対していなかった。彼によれば「女子学問の独立、女子の活動主義を鼓吹して、志操軽薄のハイカラが出るようでは実に困る」わけである。女子教育の行き過ぎは「家内の不和を生ずる⁵⁰⁾」。「欧米発達国」においてさえ女子教育の主義方針では、「矢張多少良妻賢母に傾いている」し、「文化の度まだ欧米程に達せず」日本に於いては「良妻賢母を標榜して、丁度よいところにいく⁵¹⁾」と彼は云う。良妻賢母主義を女子教育の方針とすることに対して、理論のレベルでそれを批判し、その相対化を主張すると同時に、実践のレベルでは良妻賢母主義教育政策を賛美し、それを絶対化する。このような一件矛盾する考えを彼に持たせた一因は、漸進主義を内容とする進化論にあると思われる。

ここまでみてきた加藤の教育思想を内容からいうと、高等教育・大学論、道徳教育論、女子教育論それぞれ系統的ではない。しかし、一貫しているものが二つある。一つは「複雑細胞有機体」としての国家思想である。もう一つは進化主義が加藤の教育観の基調であり、先にみてきた加藤の競争観・能力観がここで土台になっていることである。

IV. おわりに

以上、加藤における進化論の受容と展開をみてきた。加藤が進化論を摂取するプロセスにおいては、積極的な能力主義の三つのメルクマールがみられることを指摘した。

また、利己から生存競争を正当化し、個体的個より種個を重視することによって、国家の競争力の増大を最大の任務とした加藤の競争観においては、個人の自力淘汰への評価を国家に求めた。それを教育に沿って言い直せば、教育制度を通して、国家による選別を行うことである。これはまさに「進化と教育」についてのインタビューで加藤が強調したところである。彼はいう。「余の希望する所は、従来如く、父母本人等の見込或は所望に任せずして、これを国家の力で強制（線は引用者）す

へしといふにある、即ち、小学教育をば、普通の児童には一様に受けしめるのであるが、それが終わった所で、先ず第一の国家的検定を行って、以て小学以上の教育を受けしめるか、或は直ちに業務に就かしめるかをさだめ、次には中等教育を終わった所で、又これを検定し、之を適所に置く、そうすれば「眞に人為淘汰が行はれる」⁵²⁾。だから、加藤にみられた「能力主義」教育思想は国家主義⁵³⁾と強く結び付く特徴を持つもののだともいえるだろう。

加藤は功名、地位に縛られ、一生政府の立場から離れなかった。それ故、個人の自由の価値を認め、学問の相対的な独立、地方のある程度の分権を主張したにもかかわらず、有意識と無意識の内に、個人的個と種的個との区別が忘れられ、加藤においては種的個＝国家は肥大化された。

温和なる官僚思想家である加藤の理論には強引なところが多いにもかかわらず、人間の本性に基づく、進化論という科学的な外装を有しているのが、欺まん性を持ち、当時の思考様式に影響を与えたことは想像できる。この意味で加藤は当時の序列的学校体系を合理化する役割を果たした⁵⁴⁾。加藤の「能力主義」教育思想は日本の能力主義教育思想の原型であるとは言い切れないが、日本の能力主義教育思想の源流の一つであり、能力主義教育制度を支えた思想に違いない。

加藤の思想的位置づけについて、浮田和民、吉田熊次などの思想家、教育家と比較しながら、もっと丁寧に検討しなければならない。これは今後の課題としたい。

(指導教官 堀尾輝久教授)

注

- 1) 競争に関するこのような分類の仕方は、「未来の教育のための提言」と題する論文の中で、堀尾輝久によって提出された。1988世界 第51号、本論文ではこの分け方を採用する。
- 2) 福井直秀 1981 丘浅次郎と北一輝における進化論と教育思想(高橋修三教授追悼号<特集>) ぱいでいあ 第5巻 pp. 17-38
- 3) 日本教育学会入学試験制度研究委員会 入学試験制度の教育的研究報告書1977-1980年 P. 4
- 4) これについて以下の著書で詳しく述べられた。村上陽一郎『日本人と近代科学』新曜社、1980、守屋毅編『共同研究モースと日本』小学館、1988年、モース著、石川欣一訳『日本その日その日』平凡社、1970-71
- 5) 堀松武一 1958 明治後期の教育思想と社会有機体説及び社会進化論 教育学研究 第25巻 1号 pp. 27-38. 雨田英一 1984 『生存競争』の思想……能力・競争・教育……東京大学教育学部教育哲学・教育史研究室紀要 第10号 pp. 40-54. 雨田英一 1986 久津見藤村の<教育と生存競争>の思想……明治後期における社会ダーウィニズム的教育論……教育学研究 第51巻 第2号 pp. 24-33.
- 6) 「進化論講話を読む」(『教育報知』第654号、M37.02.15)等の論文の中で、加藤はこの主張を何回も繰り返し、又、自分の身を持って示した。
- 7) 日本の名著 第34巻『西周・加藤弘之』中央公論社、1971、P. 477. 「経歴談」は明治29年雑誌『太陽』に掲載されたものである。
- 8) 『隣草』は初稿本「最新論」と題され、その後『隣草』に改称されて、終始写本のままである。隣草 日本の名著 第34巻『西周・加藤弘之』中央公論社、1971、P. 309-327. 立憲政体略 前掲書 P. 331-343. 真政大意 前掲書 P. 347-379 国体新論 前掲書 P. 383-407
- 9) 『真政大意』谷山楼、1870年。日本の名著 第34巻『西周・加藤弘之』中央公論社、1971 P. 350
- 10) 同上、P. 347-350
- 11) 同上、P. 351
- 12) 田中浩 1988 福沢諭吉と加藤弘之……西洋思想の受容と国民国家構想の二類型……一橋論叢 第100巻 P. 287-288 再引用
- 13) 日本の名著 第34巻『西周・加藤弘之』中央公論社、1971、P. 355
- 14) 同上、P. 323
- 15) 読書生活をメモした『疑堂備忘』第三冊、M12.08.21.執筆開始。
- 16) 同上
- 17) 文学博士加藤弘之君 明治32年雑誌『太陽』の臨時増刊号『明治十二傑』所収。
- 18) 谷山楼、1882 日本の名著 第34巻『西周・加藤弘之』中央公論社、1971年、P. 411-462
- 19) M23.01.17. 天則 第一編十一号
- 20) M22.03.07. 天則 第一編一号
- 21) M23.04.17. 天則 第二編二号
- 22) 復刻『強者の権利の競争』(M26年)日本評論社「明治文化叢書」版、1942、P. 138-139、参照。これについて、吉田廣二の『加藤弘之の研究』(新生社、1976年)は詳しい。
- 23) 加藤弘之『自然と倫理』実業の日本社、M45年、P. 91
- 24) 同上、P. 348
- 25) 同上、P. 312-314
- 26) 『東洋学芸雑誌』1-2号(M14) 第26号(M17) 第32号(M17) 第53,54,55号(M19)
- 27) ダーウィン書簡への返事においてゴールドンはこう書いた。「あなたの『種の起源』の出現は私の生涯においてまさに運命をわけるものでした。あなたのご著作はあたかも悪夢であった古い迷信の束縛を追い払ってくれましたし、私の思想の自由を初めてもたらしてくれました。……人間の遺産に関する私の考えのあるものが熟すようになった。」人類の知的遺産 第47巻 筑波常治『ダーウィン』講談社、1983、P. 326、重引。鈴木善次『日本の優生学……その思想と運動の軌跡……』三共出版、1983、P. 16-22、参照
- 28) 前掲「経歴談」、P. 487
- 29) 『加藤弘之資料目録』(2) 東大百年史編集室、1980、参照
- 30) 加藤弘之 M22 誰が高等教育を人民に放任すべしと言う乎 天則 第一編第十号
- 31) 東京大学百年史編集委員会『東京大学百年史』通史(一)、東京大学、1984、P. 787-789
- 32) 同上、P. 835
- 33) 同上、P. 823
- 34) 加藤弘之 M22 帝国大学の独立 天則 第一編第十号
- 35) 「加藤弘之氏と高等教育会議」(『教育時論』第429号、M30.03.15.)と「加藤氏の教育事業拡張論」(『教育時論』第413号、M29.10.05.)を参照
- 36) 『天則百話』(博文館、M32年)、所収。『天則百話』は明治29年8月より、福沢諭吉の「福翁百話」を意識して「貧叟百話」と題し、31年まで、雑誌『太陽』に毎号掲載された論説を集めて一

冊としたものである。

- 37) 寺崎昌男「加藤弘之」、石川謙・海後宗臣『現代教育と伝統』講談社、1967、P. 98
- 38) 加藤弘之 M22 東洋にてなせる演説に於て意の足らさりし所を補ふ 天則 第一編第四号
- 39) 『天則百話』所収。
- 40) 同上、「学生妄に高等学科を望すべからず」、「学生の成業」を参照
- 41) アメリカ思想史の鬼才といわれる R. ホフスターも「進化論の視点に立って眺めると平等はおかしいものである」と言った。R. ホフスター『アメリカ社会進化思想』研究社叢書、1976、P. 72
- 42) 『徳育方法案』哲学書院、M20
- 43) 西谷成憲 1979 加藤弘之における家族国家観……明治後期の修身教育との関連において……東京学芸大学教育学研究会教育学研究収録 第9号。西谷成憲 1982 加藤弘之『徳育方法案』に関する一考察 東京学芸大学紀要第一部門 第33集
- 44) 加藤弘之 中小学校の修身科 前掲 『天則百話』所収。加藤弘之 M36 風俗改良の話 教育学術界 第6巻 第6号
- 45) 加藤弘之 M36 文部省の修身書に就きて 教育学術界 第7巻 第4号
- 46) 加藤弘之 M42 吾邦の倫理教育を害するものは何乎 教育界 第8巻 第9号。加藤弘之 M42 吾邦の倫理教育と基督教 実験教育方針 第8巻 第6号
- 47) 加藤の道德教育思想の性格について、彼の道德論、宗教論等に関連して、しかも、時代背景、彼の学術の場と照らして、別の論文で詳論する予定である。
- 48) 加藤弘之 M19 男尊女卑ノ是非得失 教育時論 第61号
- 49) 加藤弘之 M35 女子教育におけるいわゆる良妻賢母主義について 教育界 第1巻 第9号。加藤弘之 M38 女子教育の主義方針 教育学術界 第11巻 第4号
- 50) 加藤照麿・加藤晴比古・馬渡俊雄編『加藤弘之講演集』金港堂、第3,4巻、M32 P. 161
- 51) 加藤弘之 M38 女子教育の主義方針 教育学術界 第11巻 第4号
- 52) 進化と教育 M42 教育時論 第872号 これはダーウィン誕生百年記念号である。
- 53) 本論文では、定義せずに「国家主義」という概念を使ってきた。この概念が加藤の思想を理解するキーワードの一つである。それに関する先行研究は多数ある。それらの成果を学びながら、自説を展開するのは他日に期する。とりあえず、石田雄『明治思想史研究』（未来社、1954年）と、田畑忍『加藤弘之』（吉川弘文館、1959年）を参考されたい。
- 54) 一つの例としてあげられるのは加藤晩年のキリスト批判は当時の社会には大きな影響を与えた。前掲書 田畑忍、1986年新装版、P. 184-186